

## 全国植樹祭福島県準備委員会設置要綱

(目 的)

第1条 平成30年に招致を目指している全国植樹祭（以下「植樹祭」という。）の開催準備を円滑に推進するため、全国植樹祭福島県準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 基本構想の策定に関すること
- (2) 植樹祭の開催候補地の選定に関すること
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な業務

(組 織)

第3条 準備委員会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

2 委員長1名、副委員長2名を置く。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、福島県農林水産部長をもって充てる。

2 副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員長は、必要に応じて準備委員会を開催し、その会議の議長となる。

2 委員は、会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

3 委員長は、協議事項に関して必要があると認めるときは、委員の追加をすることができる。

4 委員長は、協議事項に関して必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(幹事会)

第6条 準備委員会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。

3 幹事長1名、副幹事長1名を置く。

4 幹事会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 準備委員会に報告すべき事項に関すること
- (2) その他、幹事長が必要と認める事項に関すること

(幹事長及び副幹事長)

第7条 幹事長は、福島県農林水産部森林保全課長をもって充てる。

2 副幹事長は、幹事長が指名する。

3 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代理する。

(事務局)

第8条 準備委員会の事務を処理するために、福島県農林水産部森林保全課に事務局を置く。

(承継)

第9条 準備委員会は、第69回全国植樹祭福島県実行委員会（仮称）（以下「実行委員会」という。）が設立された時は、その業務を実行委員会に引き継ぐものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年1月30日から施行する。